

答 申 書

令和7年4月22日

上田市廃棄物処理審議会

1 はじめに

上田市廃棄物処理審議会（以下、「審議会」という。）は、「上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき設置され、上田市長から「し尿前処理下水道投入施設の処分手数料」並びに「し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料の改定」について諮問を受けた。

審議会では、事務局から提示された資料や関係職員からの説明に対する質疑を重ね、諮問事項に関する現状と課題を委員全員が共有することに努めながら審議を行った。

なお、「し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料」については、利用者への影響を考慮するため、利用者が収集運搬業者に支払う「汲み取り料」（収集運搬手数料に処分手数料を加えた金額。以下同じ。）に着目し検討を行った。

2 審議会の開催状況

回	開催日	内容
第1回	令和6年12月19日	1 諮問 2 諮問事項に係る事務局からの概要説明 3 諮問事項に係る質疑・検討
第2回	令和7年1月28日	1 諮問事項に係る意見・質問に対する事務局からの回答 2 諮問事項に係る質疑・検討 3 （希望者）清浄園施設見学
第3回	令和7年3月17日	1 諮問事項に係る質疑・検討 2 答申（案）の検討
答 申	令和7年4月22日	上田市長への答申

3 「上田市廃棄物処理審議会」委員名簿

	氏 名
会 長	中 村 彰
副会長	堀 内 百合子
委 員	江 口 達 夫
委 員	小宮山 剛
委 員	松 本 美津子
委 員	丸 田 稔
委 員	若 林 丘 子

4 答申内容

- (1) 「し尿前処理下水道投入施設」(以下、「施設」という。)の処分手数料は、10kgあたり11円(税込み)とすることが適当である。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の汲み取り料の上限額は、全市で別表1のとおり改定することが適当である。
- (3) 上田地域及び真田地域の家庭雑排水汚泥の汲み取り料の上限額は、別表2のとおり改定することが適当である。
丸子地域及び武石地域については、施設稼働に合わせ別表2下段の施設稼働からの汲み取り料に改定することが適当である。
- (4) 汲み取り用ホースの延長料金の上限額は、し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥いずれも別表3のとおり改定することが適当である。

5 附帯意見

- (1) 施設の処分手数料並びにし尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料は、原則として4年ごとに見直すことが望ましい。
- (2) 生活環境の保全を図るため、水質汚濁防止法第14条の5第1項及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条第3項に基づき、浄化槽等の適切な維持管理の周知、啓発を使用者に対し改めて行っていただきたい。
- (3) 家庭雑排水汚泥の収集運搬業務については、し尿、浄化槽汚泥に比べ収集量が少なく今後も減少が続くと思われることから、適切な処分を今後も継続して行えるよう、収集運搬業務の方向性を収集体制も含め検討いただきたい。

別表 1

し尿及び浄化槽汚泥の汲み取り料

(18ℓあたり・税込み)

改定時期	汲み取り料
現在	185 円
令和 7 年 10 月 1 日から施設稼働まで	206 円
施設稼働から	210 円

別表 2

家庭雑排水汚泥の汲み取り料

(税込み)

収集量	汲み取り料・改定時期
	(上段) 現在
	(中段) 令和 7 年 10 月 1 日から施設稼働まで
	(下段) 施設稼働から
200ℓ未満	1, 850円
	2, 230円
	2, 270円
200ℓ以上～250ℓ未満	2, 400円
	2, 900円
	2, 950円
250ℓ以上～300ℓ未満	2, 900円
	3, 500円
	3, 560円
300ℓ以上～350ℓ未満	3, 380円
	4, 080円
	4, 150円
350ℓ以上～400ℓ未満	3, 870円
	4, 670円
	4, 750円
400ℓ以上～450ℓ未満	4, 350円
	5, 250円
	5, 340円
450ℓ以上～500ℓ未満	4, 850円
	5, 850円
	5, 950円
500ℓ以上加算額 (50ℓあたり)	500円
	600円
	610円

別表 3

ホース延長料金

(1) 金額

(税込み)

区分	金額（現在の金額）
30～60m未満	150 円（125 円）
60m以上	340 円（280 円）

(2) 改定時期

種別	地域	改定時期
し尿、浄化槽汚泥	全市	令和7年10月1日から
家庭雑排水汚泥	上田・真田地域	令和7年10月1日から
	丸子・武石地域	施設稼働から

参 考

水質汚濁防止法（第14条の5第1項）

（国及び地方公共団体の責務）

第14条の5 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第20条第3項）

（浄化槽等の維持管理）

第20条 浄化槽管理者は、浄化槽の機能が常に良好な状態で保持されるよう浄化槽法第10条及び第11条の規定によりその維持管理に努めなければならない。

2 浄化槽管理者は、自ら適正な維持管理ができないときは、浄化槽法第2条第9号及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）第2条第2項に規定する浄化槽清掃業者又は浄化槽保守点検業者に委託して、これを行わなければならない。

3 雑排水簡易浄化槽管理者は、前2項の規定に準じて、雑排水簡易浄化槽の維持管理に努めなければならない。